

鳥取市湖山町字 沼原上道	鳥取市湖山町字 西代	鳥取市湖山町字 松ヶ前	鳥取市湖山町字 中子愛	鳥取市湖山町字 岸	鳥取市湖山町字 沼ノ口
鳥取市湖山町字沼原上道の区域及びこれらと一体をなす国有地である道路の敷地 一、八〇八ノ二、一、八〇八ノ四、一、八〇八ノ五、一、八〇八ノ六、一、八〇八ノ七、一、八〇八ノ八、一、八〇八ノ九、一、八〇八ノ一〇、一、八〇八ノ一一、一、八〇八ノ一二、一、八〇八ノ一三、一、八〇八ノ一四、一、八〇八ノ一五、一、八〇八ノ一六、一、八〇八ノ一七、一、八〇八ノ一八、一、八〇八ノ一九、一、八〇八ノ二〇、一、八〇八ノ二一、一、八〇八ノ二二、一、八〇八ノ二三、一、八〇八ノ二四、一、八〇八ノ二五、一、八〇八ノ二六、一、八〇八ノ二七、一、八〇八ノ二八、一、八〇八ノ二九、一、八〇八ノ三〇、一、八〇八ノ三一、一、八〇八ノ三二、一、八〇八ノ三三、一、八〇八ノ三四、一、八〇八ノ三五、一、八〇八ノ三六、一、八〇八ノ三七、一、八〇八ノ三八、一、八〇八ノ三九、一、八〇八ノ四〇、一、八〇八ノ四一、一、八〇八ノ四二、一、八〇八ノ四三、一、八〇八ノ四四、一、八〇八ノ四五、一、八〇八ノ四六、一、八〇八ノ四七、一、八〇八ノ四八、一、八〇八ノ四九、一、八〇八ノ五〇、一、八〇八ノ五一、一、八〇八ノ五二、一、八〇八ノ五三、一、八〇八ノ五四、一、八〇八ノ五五、一、八〇八ノ五六、一、八〇八ノ五七、一、八〇八ノ五八、一、八〇八ノ五九、一、八〇八ノ六〇、一、八〇八ノ六一、一、八〇八ノ六二、一、八〇八ノ六三、一、八〇八ノ六四、一、八〇八ノ六五、一、八〇八ノ六六、一、八〇八ノ六七、一、八〇八ノ六八、一、八〇八ノ六九、一、八〇八ノ七〇、一、八〇八ノ七一、一、八〇八ノ七二、一、八〇八ノ七三、一、八〇八ノ七四、一、八〇八ノ七五、一、八〇八ノ七六、一、八〇八ノ七七、一、八〇八ノ七八、一、八〇八ノ七九、一、八〇八ノ八〇、一、八〇八ノ八一、一、八〇八ノ八二、一、八〇八ノ八三、一、八〇八ノ八四、一、八〇八ノ八五、一、八〇八ノ八六、一、八〇八ノ八七、一、八〇八ノ八八、一、八〇八ノ八九、一、八〇八ノ九〇、一、八〇八ノ九一、一、八〇八ノ九二、一、八〇八ノ九三、一、八〇八ノ九四、一、八〇八ノ九五、一、八〇八ノ九六、一、八〇八ノ九七、一、八〇八ノ九八、一、八〇八ノ九九、一、八〇八ノ一〇〇、一、八〇八ノ一〇一、一、八〇八ノ一〇二、一、八〇八ノ一〇三、一、八〇八ノ一〇四、一、八〇八ノ一〇五、一、八〇八ノ一〇六、一、八〇八ノ一〇七、一、八〇八ノ一〇八、一、八〇八ノ一〇九、一、八〇八ノ一一〇、一、八〇八ノ一一一、一、八〇八ノ一一二、一、八〇八ノ一一三、一、八〇八ノ一一四、一、八〇八ノ一一五、一、八〇八ノ一一六、一、八〇八ノ一一七、一、八〇八ノ一一八、一、八〇八ノ一一九、一、八〇八ノ一二〇、一、八〇八ノ一二一、一、八〇八ノ一二二、一、八〇八ノ一二三、一、八〇八ノ一二四、一、八〇八ノ一二五、一、八〇八ノ一二六、一、八〇八ノ一二七、一、八〇八ノ一二八、一、八〇八ノ一二九、一、八〇八ノ一三〇、一、八〇八ノ一三一、一、八〇八ノ一三二、一、八〇八ノ一三三、一、八〇八ノ一三四、一、八〇八ノ一三五、一、八〇八ノ一三六、一、八〇八ノ一三七、一、八〇八ノ一三八、一、八〇八ノ一三九、一、八〇八ノ一四〇、一、八〇八ノ一四一、一、八〇八ノ一四二、一、八〇八ノ一四三、一、八〇八ノ一四四、一、八〇八ノ一四五、一、八〇八ノ一四六、一、八〇八ノ一四七、一、八〇八ノ一四八、一、八〇八ノ一四九、一、八〇八ノ一五〇、一、八〇八ノ一五一、一、八〇八ノ一五二、一、八〇八ノ一五三、一、八〇八ノ一五四、一、八〇八ノ一五五、一、八〇八ノ一五六、一、八〇八ノ一五七、一、八〇八ノ一五八、一、八〇八ノ一五九、一、八〇八ノ一六〇、一、八〇八ノ一六一、一、八〇八ノ一六二、一、八〇八ノ一六三、一、八〇八ノ一六四、一、八〇八ノ一六五、一、八〇八ノ一六六、一、八〇八ノ一六七、一、八〇八ノ一六八、一、八〇八ノ一六九、一、八〇八ノ一七〇、一、八〇八ノ一七一、一、八〇八ノ一七二、一、八〇八ノ一七三、一、八〇八ノ一七四、一、八〇八ノ一七五、一、八〇八ノ一七六、一、八〇八ノ一七七、一、八〇八ノ一七八、一、八〇八ノ一七九、一、八〇八ノ一八〇、一、八〇八ノ一八一、一、八〇八ノ一八二、一、八〇八ノ一八三、一、八〇八ノ一八四、一、八〇八ノ一八五、一、八〇八ノ一八六、一、八〇八ノ一八七、一、八〇八ノ一八八、一、八〇八ノ一八九、一、八〇八ノ一九〇、一、八〇八ノ一九一、一、八〇八ノ一九二、一、八〇八ノ一九三、一、八〇八ノ一九四、一、八〇八ノ一九五、一、八〇八ノ一九六、一、八〇八ノ一九七、一、八〇八ノ一九八、一、八〇八ノ一九九、一、八〇八ノ二〇〇、一、八〇八ノ二〇一、一、八〇八ノ二〇二、一、八〇八ノ二〇三、一、八〇八ノ二〇四、一、八〇八ノ二〇五、一、八〇八ノ二〇六、一、八〇八ノ二〇七、一、八〇八ノ二〇八、一、八〇八ノ二〇九、一、八〇八ノ二一〇、一、八〇八ノ二一一、一、八〇八ノ二一二、一、八〇八ノ二一三、一、八〇八ノ二一四、一、八〇八ノ二一五、一、八〇八ノ二一六、一、八〇八ノ二一七、一、八〇八ノ二一八、一、八〇八ノ二一九、一、八〇八ノ二二〇、一、八〇八ノ二二一、一、八〇八ノ二二二、一、八〇八ノ二二三、一、八〇八ノ二二四、一、八〇八ノ二二五、一、八〇八ノ二二六、一、八〇八ノ二二七、一、八〇八ノ二二八、一、八〇八ノ二二九、一、八〇八ノ二三〇、一、八〇八ノ二三一、一、八〇八ノ二三二、一、八〇八ノ二三三、一、八〇八ノ二三四、一、八〇八ノ二三五、一、八〇八ノ二三六、一、八〇八ノ二三七、一、八〇八ノ二三八、一、八〇八ノ二三九、一、八〇八ノ二四〇、一、八〇八ノ二四一、一、八〇八ノ二四二、一、八〇八ノ二四三、一、八〇八ノ二四四、一、八〇八ノ二四五、一、八〇八ノ二四六、一、八〇八ノ二四七、一、八〇八ノ二四八、一、八〇八ノ二四九、一、八〇八ノ二五〇、一、八〇八ノ二五一、一、八〇八ノ二五二、一、八〇八ノ二五三、一、八〇八ノ二五四、一、八〇八ノ二五五、一、八〇八ノ二五六、一、八〇八ノ二五七、一、八〇八ノ二五八、一、八〇八ノ二五九、一、八〇八ノ二六〇、一、八〇八ノ二六一、一、八〇八ノ二六二、一、八〇八ノ二六三、一、八〇八ノ二六四、一、八〇八ノ二六五、一、八〇八ノ二六六、一、八〇八ノ二六七、一、八〇八ノ二六八、一、八〇八ノ二六九、一、八〇八ノ二七〇、一、八〇八ノ二七一、一、八〇八ノ二七二、一、八〇八ノ二七三、一、八〇八ノ二七四、一、八〇八ノ二七五、一、八〇八ノ二七六、一、八〇八ノ二七七、一、八〇八ノ二七八、一、八〇八ノ二七九、一、八〇八ノ二八〇、一、八〇八ノ二八一、一、八〇八ノ二八二、一、八〇八ノ二八三、一、八〇八ノ二八四、一、八〇八ノ二八五、一、八〇八ノ二八六、一、八〇八ノ二八七、一、八〇八ノ二八八、一、八〇八ノ二八九、一、八〇八ノ二九〇、一、八〇八ノ二九一、一、八〇八ノ二九二、一、八〇八ノ二九三、一、八〇八ノ二九四、一、八〇八ノ二九五、一、八〇八ノ二九六、一、八〇八ノ二九七、一、八〇八ノ二九八、一、八〇八ノ二九九、一、八〇八ノ三〇〇、一、八〇八ノ三〇一、一、八〇八ノ三〇二、一、八〇八ノ三〇三、一、八〇八ノ三〇四、一、八〇八ノ三〇五、一、八〇八ノ三〇六、一、八〇八ノ三〇七、一、八〇八ノ三〇八、一、八〇八ノ三〇九、一、八〇八ノ三一〇、一、八〇八ノ三一〇以上					

鳥取県告示第四十一号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七十二条第二項の規定に基づき、昭和四十年七月三十日付けで北谷土地改良区理事長 福井勝茂から申請のあつた北谷土地改良区、倉吉市高倉土地改良区及び中野土地改良区の合併については、昭和四十一年二月一日認可したので、同法同条第三項の規定により次のとおり告示する。
昭和四十一年二月一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十二号
鳥取市浜坂団地土地区画整理事業施行地区内の宅地について昭和四十一年一月二十一日換地処分があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第三百三条第四項後段の規定により告示する。
昭和四十一年二月一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十三号
土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。
昭和四十一年二月一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称 鳥取県知事 石破二朗
二 事業の種類 一般国道百八十号線道路改良工事
三 立ち入りとする土地の区域 鳥取県日野郡日野町大字三谷、榎雨、本郷及び高尾
四 立ち入りとする期間 昭和四十一年二月一日から昭和四十一年三月

鳥取県告示第四十四号
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の三第三項の規定により、昭和四十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につ

保安林の	市郡名 町名、大字及び字名	皆伐面積の限度	単位区域名
土砂流出防備保安林	八頭 若桜	〇・二二 ha	若桜
"	智頭	三・三六	智頭
"	船岡	〇・四八	船岡
"	用瀬	一・五二	用瀬
水源かん養保安林	米子 全町村	四七・一五五	米子地区
"	西伯 大山	四・〇二	大山
"	日野 溝口、江府	〇・三七	中山
"	米子 中山	〇・一〇	米子
"	西伯 会見	一・三二	会見
"	岸本	四・六六	岸本
"	西伯	三・六二	西伯
"	日野 溝口	四・三二	溝口
"	江府	二・四四	江府
干害防備保安林	西伯 大山	一・一八	宮内、切領
"	赤松 門野	〇・〇六	門野

二十日まで
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可を
すべし皆伐面積の限度を次のとおり公表する。
昭和四十一年二月一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

土砂流出防備保安林
 干害防備保安林
 鳥取県告示第四十六号

〇・六一 日野
 二・八五 日南
 九・八六
 四・八四

鳥取県告示第四十六号

森林法施行令(昭和二十六年改令第二百七十六号)第四条の三第三項及び森林法施行令の一部を改正する改令附則第五項の規定により都道府県知事が期日を定める場合の基準を定める省令(昭和三十七年農林省令第四十二号)第二項の規定により、昭和四十一年度における保安林の指定による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき指定面積の限度を次のとおり公表する。

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所	指定面積の限度	区域名
水源かん養保安林	八頭郡のうち河原町及び郡家町を除く地域	一、一二九・八九	八頭地区
		二、	

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五号
 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第一百四十一条の規定に基づき、次のとおり趣聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。
 昭和四十一年二月一日

- 鳥取県公安委員会委員長 井上 善一
- 一 趣聞の期日及び場所
 昭和四十一年二月十七日 午前十一時から
 米子市桃町 米子警察署
- 二 趣聞当事者の住所及び氏名
- | | | | |
|----|---------------|---------|-------|
| 1 | 米子市尾高町一〇二 | 自動車等運転者 | 兵主 勝信 |
| 2 | 米子市夜見町二三四八 | 自動車等運転者 | 金 忠雄 |
| 3 | 米子市安倍七四一 | 自動車等運転者 | 門西 正也 |
| 4 | 米子市和田町三二二〇 | 自動車等運転者 | 森 四郎 |
| 5 | 西伯郡大山町国信三九九 | 自動車等運転者 | 森田福三郎 |
| 6 | 米子市大谷町四二三 | 自動車等運転者 | 清間 勉 |
| 7 | 米子市上福原五二四 | 自動車等運転者 | 本田 速水 |
| 8 | 西伯郡淀江町大字淀江二五三 | 自動車等運転者 | 八幡 徳 |
| 9 | 西伯郡淀江町大字今津二五一 | 自動車等運転者 | 金本 武吉 |
| 10 | 境港市神町一 | 自動車等運転者 | 真野 彰 |
| 11 | 境港市竹内町一〇五 | 自動車等運転者 | 中橋 勇 |
| 12 | 米子市勝田町二五七 | 自動車等運転者 | 田中 健博 |
| 13 | 境港市陵町一〇七〇の一 | 自動車等運転者 | 小山 正男 |
| 14 | 米子市赤井手六九 | 自動車等運転者 | 西古 勇 |

- | | | | |
|----|------------------|---------|-------|
| 15 | 境港市外江町三三二 | 自動車等運転者 | 山田 龍 |
| 16 | 西伯郡西伯町大字下中谷五三七の二 | 自動車等運転者 | 山本 茂 |
| 17 | 東伯郡東伯町大字森一七七 | 自動車等運転者 | 山下 邦彦 |
| 18 | 西伯郡大山町福光一 | 自動車等運転者 | 水野 良雄 |

公 告

昭和40年度の建築大工、壁工、家具工、建具工、洋装工及び時計修理工の2級の技能検定を実施するので、職業訓練法施行規則(昭和33年労働省令第16号)第48条において準用する同規則第30条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 昭和41年2月1日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 実施する試験
 ・ 学科試験
- 学科試験の実施期日及び実施場所

種 別	実 施 期 日	実 施 場 所
建築大工、壁工、家具工及び建具工	昭和41年3月20日	鳥取市、倉吉市及び米子市
洋装工	昭和41年3月27日	鳥取市
時計修理工	昭和41年3月27日	鳥取市、倉吉市及び米子市

- 受験申請の手続
 (1) 提出書類
 ① 2級技能検定受験申請書(以下「申請書」という。)

- 提出先
 鳥取市東町1丁目 鳥取県商工労働部職業安定課
- 受付期間
 昭和41年2月24日(木)から昭和41年3月4日(金)まで
- 受験申請に関する注意
 ① 学科試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面
 ② 提出先
 ③ 受付期間
 ④ 受験申請に関する注意
 ① 申請書の用紙及び受験案内は、鳥取県商工労働部職業安定課で交付する。
 なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「2級技能検定受験申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、10円切手をはったもの)を同封すること。
 ② 申請書を送送する場合又は申請書及び試験の免除を受けようとする場合におけるその免除を受けることができることを証する書面を送送する場合はこれらを同封のうえ、書留郵便とし、封筒の表面に「2級技能検定受験申請書在中」と朱書きすること。
 なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものにより受け付ける。
 ③ 受験手数料及びその納付方法等
 (1) 学科試験の手数料 400円
 (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を申請書にはつて納付すること。この場合、鳥取県収入証紙に消印しないこと。
 なお、学科試験の全部の免除を受けようとする場合は、手数料の納付を要しない。

- (3) その他
受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。
- 5 合格者の発表等
- (1) 学科試験の合格通知
学科試験の合格者に対しては、昭和41年5月上旬に書面で通知する。
- (2) 技能検定合格者の発表
技能検定の合格者の氏名を昭和41年5月上旬に鳥取県公報で公告するほか、合格者に合格証明書を交付する。
- 6 その他
2級の技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働政策課安定課に問い合わせること。

正 誤

昭和四十一年一月十一日付け鳥取県告示第四号中次の箇所が誤りがあるので、訂正する。

- 頁段行 五 立木の伐採の限度 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 二下五

鳥取県公報

毎週火曜日発行
全日発行
当分の間は、日曜日も発行する。

目次

- 告示
指名競争入札に参加する者に必要な資格等
解除予定の保安林にする旨の通知
木材業者及び製材業者の登録
- 教育規則
鳥取県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- 教育告示
昭和四十一年度鳥取県立高等学校生徒募集定員
- 改正
昭和四十一年度鳥取県立高等学校入学選抜実施要項の一部改正
- 正 誤
昭和四十一年十二月二十日付け鳥取県公安委員会告示第二十六号中訂正

告 示

鳥取県告示第四十七号

昭和四十一年度における製造の請負、物件の売買及び役務の提供について県が行なう指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の手續、方法等について、次のとおり定めたので公示する。

昭和四十一年二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要素を総合勘案して行なつた審査の結果に基づき、契約の種類に応じて契約の予定金額に対応させて定めた資格とする。

- 一 資格審査願提出前二ヶ年間の各事業年度における製造高又は売買高及び収入高
- 二 従業員の数
- 三 資本の額
- 四 営業年数
- 五 機械装置及び車両運搬具等の保有量
- 六 流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）
- 二 資格審査の方法及び手續
- 一 願書

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、指名競争入札参加資格審査願（様式第一号）を昭和四十一年三月三十一日までに県出納室に提出しなければならない。ただし、提出期限について知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

二 添附書類

指名競争入札参加資格審査願には、次に掲げる書類を添附しなければならない。ただし、印刷、工事用材料販売、清掃、測量設計、採石又は測量に係る業を営む者以外の者で、昭和四十一年度の資格を得るために提出した指名競争入札参加資格審査願の記載事項に著しい変動のないものについては、経営業績調査を添附すれば足りる。